

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」
設置要綱

令和３年３月関係府省庁申合せ
令和３年７月一部改正
令和３年１２月一部改正
令和５年４月一部改正
令和５年５月一部改正
令和６年５月一部改正

- １ 「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下「行動計画」という。）第４章に述べられているところに従い、行動計画の実施及び見直し段階において、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行うため、局長級の関係府省庁施策推進・連絡会議（以下「連絡会議（局長級）」という。）を設置する。
- ２ 連絡会議（局長級）の構成員は別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認められるときは、構成員を追加することができる。
- ３ 連絡会議（局長級）の円滑な運営を図るため、課長級の関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議（課長級）」といい、連絡会議（局長級）と併せて「連絡会議」と総称する。）を設置することができる。
- ４ 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- ５ 連絡会議の開催に係る事務は、外務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- ６ 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別添)
令和7年10月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議(局長級)」
関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局/役職
★内閣官房	内閣官房副長官補
内閣府	大臣官房政策立案総括審議官
警察庁	長官官房審議官(国際担当)
金融庁	総合政策局長
消費者庁	次長
こども家庭庁	長官官房審議官
デジタル庁	総括審議官
復興庁	審議官
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房審議官
外務省	総合外交政策局長
財務省	大臣官房審議官
文部科学省	国際統括官
厚生労働省	大臣官房総括審議官(国際担当)
農林水産省	大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)
経済産業省	通商政策局長兼首席ビジネス・人権政策統括調整官
国土交通省	国際統括官
環境省	地球環境局長
防衛省	防衛装備庁長官官房審議官

★議長

(別添)
令和7年10月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議(課長級)」関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局/役職
★内閣官房	内閣官房副長官補付内閣参事官
内閣府	大臣官房企画調整課長／テーマ別担当課室長
警察庁	長官官房参事官(国際担当)
金融庁	総合政策局総務課長
消費者庁	参事官(調査研究・国際担当)
こども家庭庁	長官官房参事官(総合政策担当)
デジタル庁	統括官(戦略・組織担当)付参事官(総務担当)
復興庁	総括参事官
総務省	大臣官房総務課参事官
法務省	大臣官房国際課長
外務省	総合外交政策局人権人道課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房国際課長
厚生労働省	大臣官房国際課国際企画・戦略官
農林水産省	大臣官房参事官(国際戦略グループ長)
経済産業省	通商政策局ビジネス・人権政策調整室長
国土交通省	総合政策局国際政策課長
環境省	地球環境局国際連携課長
防衛省	防衛装備庁調達管理部調達企画課長

★議長

※内閣府の窓口は、大臣官房企画調整課となる。